

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(仮称)について

1. 概要

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるなど、所要の法整備を行うもの。

2. 具体的検討項目

- 評価機関の一元化
- 監事の役割の明確化
- 減資規定等の整備、関連法人等への再就職規制 等

参考:独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

- ① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

- カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

- ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。
イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。

④ 監事監査等の在り方

- ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。
ウ～オ 略
カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑥ 事後評価の在り方

- カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。